

京都府立図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立図書館の管理運営に関する規則（平成13年京都府教育委員会規則第1号）第11条の規定により京都府立図書館（以下「府立図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館制限)

第2条 府立図書館の長（以下「館長」という。）は次に掲げるものに対し、入館を制限し、又は退館を命じることができる。

- (1) 動物を伴う者。ただし、盲導犬及びそれに類する動物を伴う者はこの限りでない。
- (2) 酩酊者もしくは軽犯罪法第一条の各号の一つ以上に該当する等館内の他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 凶器、爆発物その他危険物を携帯する者
- (4) その他館長の指示に従わない者

(行為制限)

第3条 利用者は、府立図書館において次の行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で携帯電話等により通話する行為
- (2) 閲覧席に私物を放置したまま長時間離席する行為
- (3) 許可なく複写又は撮影を行う行為
- (4) 印刷物、ビラ等を配布し、又は掲示する行為
- (5) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (6) 館内の利用者へのつきまとい、不要な声かけ等に類する行為
- (7) その他館長が禁止する行為

第4条 <削除>

(機器の利用)

第5条 利用者は、閲覧室内の機器の利用後は、初期の状態に復旧させなければならない。

2 利用者は、閲覧室内の機器の利用に当たり、次の行為をしてはならない。

- (1) 閲覧室内の機器の施設外への持出
- (2) 閲覧室内の機器に対する利用者のパソコン、USBメモリ等の外部持込機器の接続
- (3) 画面キャプチャ、カメラ撮影、スキャニングその他の著作権を侵害する行為

3 インターネット及び国立国会図書館デジタル化資料閲覧用端末を利用しようとする者は、京都府立図書館個人貸出規程第5条第1項に規定する図書館カード（以下「図書館カード」という。）を走査し、利用端末及び1日に1時間を基本とする利用時間の指定を受けなければならない。ただし、立ち席インターネット閲覧用端末はこの限りではない。

(資料の利用)

第6条 次の図書館資料を利用しようとする者は、当該各号に定める書類を職員に提出しなければならない。

- (1) 書庫内の図書館資料 書庫資料請求票（別記第1号様式）

(2) マイクロフィルム資料、光ディスク資料 資料利用申込書（別記第2号様式）

(3) 映像・音声資料 AV資料利用申込書（別記第3号様式）

- 2 前項の規定にかかわらず、館内の図書館システムから出力する所蔵レシートに記名することにより、前項各号に定める書類に代えることができる。

（特別取扱資料）

第7条 京都府立図書館特別取扱資料規程に規定する特別取扱資料の利用は、同規程によるものとする。

（レファレンス）

第8条 府立図書館は、口頭、電話、文書、電子メールにより個人又は公共図書館等から寄せられるレファレンス依頼に対して、図書館資料及びその他の情報資源を用いて次の回答を行うものとする。

(1) 軽易な事項における資料等の情報源を明示したうえでの回答

(2) 参考資料の紹介

(3) 参考資料及び情報資源の所在箇所及び利用方法の教示

(4) 専門的調査機関等についての情報の提供

(5) その他館長が適当と認める方法によるもの

- 2 レファレンスサービスは、次の事項については、行わないものとする。

(1) 法令等の規定により公表を禁じられている事項についての調査

(2) 古書、古文書、美術品等の鑑定又は価格の調査

(3) 学習課題、懸賞問題その他これらに類するものに対する解答

(4) 身上相談、法律相談及び医療相談

(5) 翻訳又は抄録の作成

(6) その他館長が不適当と認めた相談事項並びに調査に経費又は時間を要し、他の業務に支障を及ぼすおそれがある事項

附 則

この規程は、平成13年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、第1号様式、第2号様式、第3号様式を改定し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。